

写



令和5年12月21日

幸手市議会議長 枝久保喜八郎 様

提出者 幸手市議会議員

坂本達夫

賛成者 幸手市議会議員

小泉圭司

賛成者 幸手市議会議員

小林英雄

賛成者 幸手市議会議員

大平吾子

藤沼 貢議員の議員辞職勧告決議案

上記の決議案を別紙のとおり、幸手市議会会議規則第13条の規定
により提出する。

決議案第7号

藤沼 貢議員の議員辞職勧告決議

本議会は、藤沼 貢議員の議員辞職を勧告する。

以上、決議する。

理由

12月1日(金)、幸手市議会2日目、昼休み、議場において、藤沼 貢議員の行為により、狩野一弘建設経済部長は負傷した。その後、同日の夕方、幸手警察署に被害届を提出した。

翌日2日(土)医療機関を受診し、「神経根障害型頸椎捻挫」、全治3週間と診断された。

12月5日(火)には、診断書の提出をもって幸手警察署が被害届を受理するに至った。

議論する場である議会の議場において、議員による市役所職員を負傷させるということは、あってはならない事である。しかし、現実には、このことが発生してしまった。

藤沼 貢議員の行為は、幸手市議会議員としての資質が問われるものであり、断じて許すことができない。

したがって、幸手市議会は、藤沼 貢議員に議員辞職勧告決議を行うものである。

令和5年12月21日

幸手市議会